



五管区水路通報第25号

208項-212項

令和5年6月30日

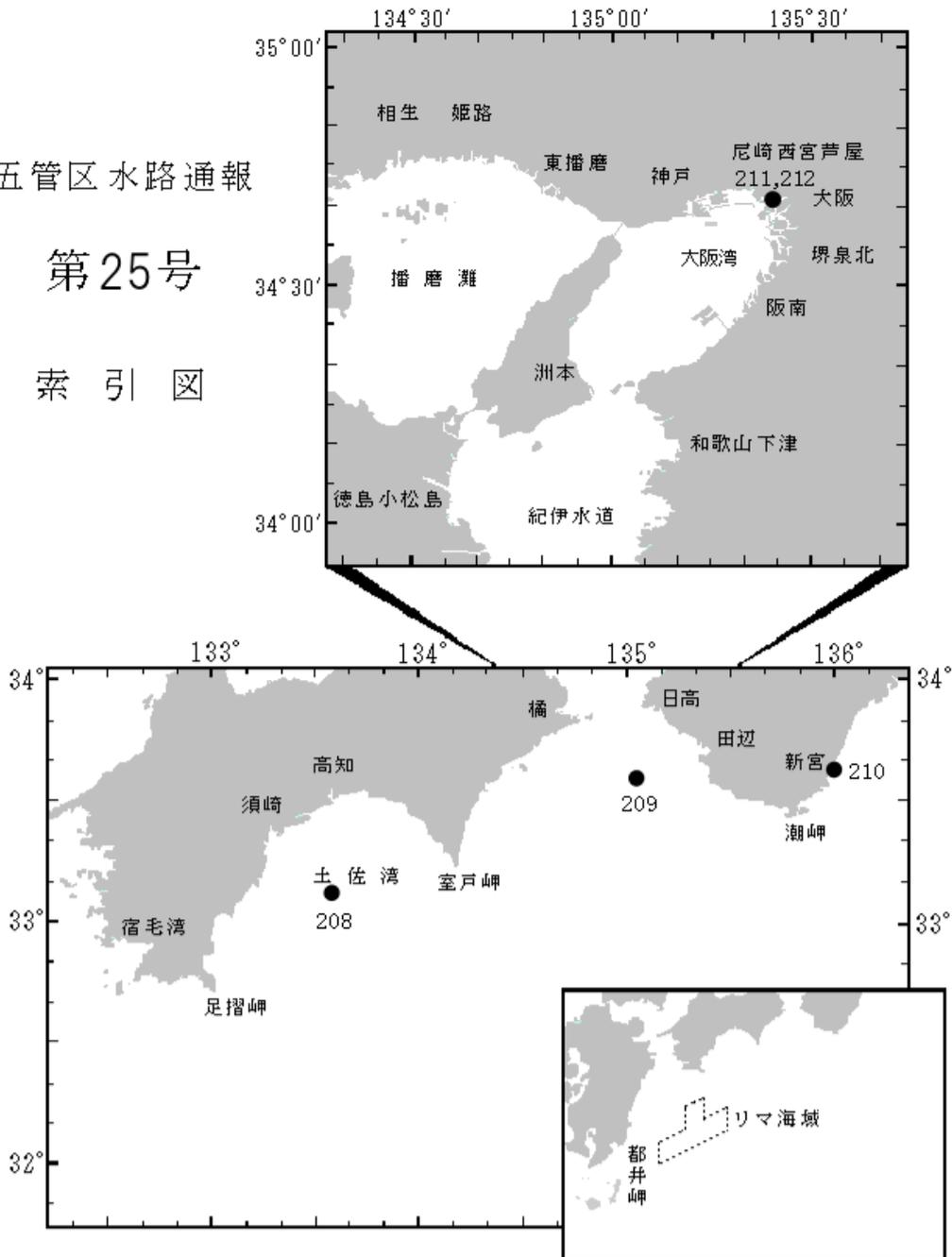
※本通報に使用している経度、緯度は**世界測地系(WGS-84)**に基づいています。

第208項	四国南岸	土佐湾	射撃訓練
第209項	紀伊水道南方		射撃訓練
第210項	本州南岸	新宮港付近	灯標復旧
第211項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第1区	ドルフィン撤去
第212項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第1区	栈橋及びドルフィン移設

五管区水路通報

第25号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

<p>五管区水路通報 バックナンバー</p>	<p>水路通報等の解説</p>	<p>水路測量実施区域</p>
		
<p>小型船舶実技講習 ヨット等レース区域 (年間を通して実施)</p>	<p>定置漁具の敷設情報</p>	<p>海上保安庁による訓練実施海域 (年間を通して実施)</p>
		

★5年208項 四国南岸 — 土佐湾 射撃訓練

土佐湾において、巡視船艇による射撃訓練が実施される。

期 間 令和5年7月13日(予備日7月26日)0900~1700

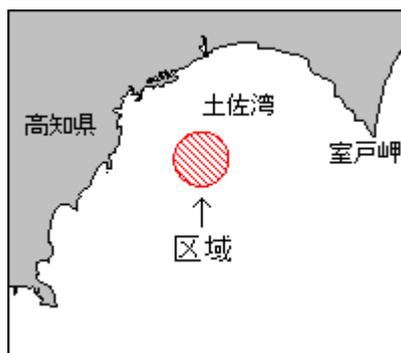
区 域 33-10.8N 133-33.0E を中心とする半径5海里の円内

備 考 国際信号旗「UY」旗及び「NE4」旗を掲揚

紅色閃光灯を点灯

海 図 W108(JP共)

出 所 五本部警備救難部



★5年209項 紀伊水道南方 射撃訓練

紀伊水道南方において、航空機による射撃訓練が実施される。

期 間 令和5年7月18日(予備日7月20日) 0900~1700

区 域 33-34.8N 135-03.0E を中心とする半径5海里の円内

海 図 W77(JP共)

出 所 五本部警備救難部



★5年210項 本州南岸 — 新宮港付近 灯標復旧

五管区水路通報2年5号111項削除

頭標が脱落していた新宮港沖灯標(灯台表第1巻2871.1)(33-40.4N 135-59.6E)は復旧した。

海 図 W46(分図「新宮港及付近」)

出 所 田辺海上保安部



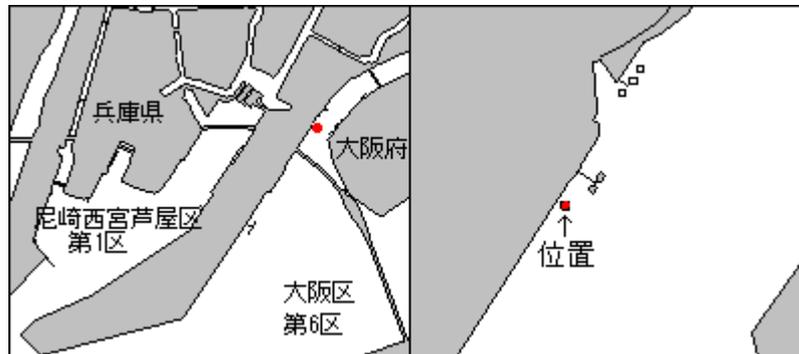
★5年211項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第1区 ドルフィン撤去

中島川河口において、ドルフィン1基が撤去された。

位置 34-41-51.4N 135-24-23.3E 付近

海図 W1107(JP共)

出所 五本部海洋情報部



★5年212項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第1区 栈橋及びドルフィン移設

五管区水路通報5年14号130項削除

中島川河口において、栈橋及びドルフィンが移設された。

区域 栈橋及びドルフィン撤去

(1) 34-41-52.0N 135-24-24.3E 付近

ドルフィン設置

(2) 34-41-51.3N 135-24-23.8E

(3) 34-41-50.7N 135-24-23.4E

栈橋設置

1. 下記2地点を結ぶ線上付近

(4) 上記(2)地点

(5) 上記(3)地点

2. 下記2地点を結ぶ線上付近

(6) 34-41-51.0N 135-24-23.5E

(7) 34-41-51.3N 135-24-22.9E(岸線上)

海図 W1107(JP共)

出所 五本部海洋情報部

